

38 鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月2日、千葉県鎌ヶ谷市の住民1人から、医療法人と同法人の経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が健康被害を生じたのは、被申請人医療施設の厨房のボイラーから発生する機械騒音、低周波音及び振動並びにエアコン室外機の音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。